

地震・津波被害の低減に向けた 都市計画の展開

村山 顕人

東京大学 大学院工学系研究科 都市工学専攻
都市計画研究室 准教授
murayama@up.t.u-tokyo.ac.jp

2006.10-2014.3 名古屋大学大学院環境学研究所都市環境学専攻
2011.6-2014.3 名古屋大学減災連携研究センター（兼務）

1. 都市計画と減災

都市計画研究室 / Urban Land Use Planning Unit

人口減少・超高齢社会への適応、環境負荷の低減、防災・減災といった課題に、都市や都市を超えて広がる生活空間の形成と維持管理を通じて取り組む方法を探究しています。都市の空間像の構想と実現方策の検討、土地利用・都市形態の変容過程とそれへの効果的介入、産官民協働の都市形成管理手法、これらに必要な都市情報の収集・処理・表現方法等が主な関心領域です。

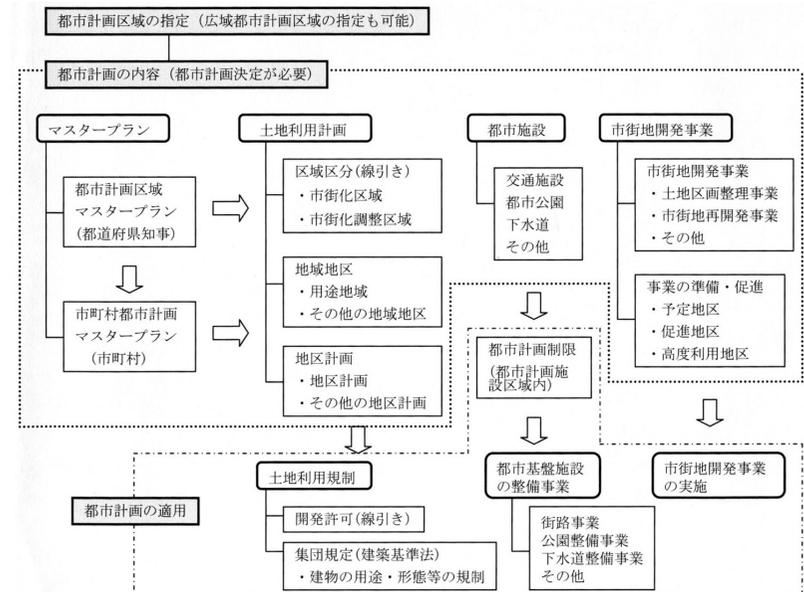


自治体の土地利用計画の検討

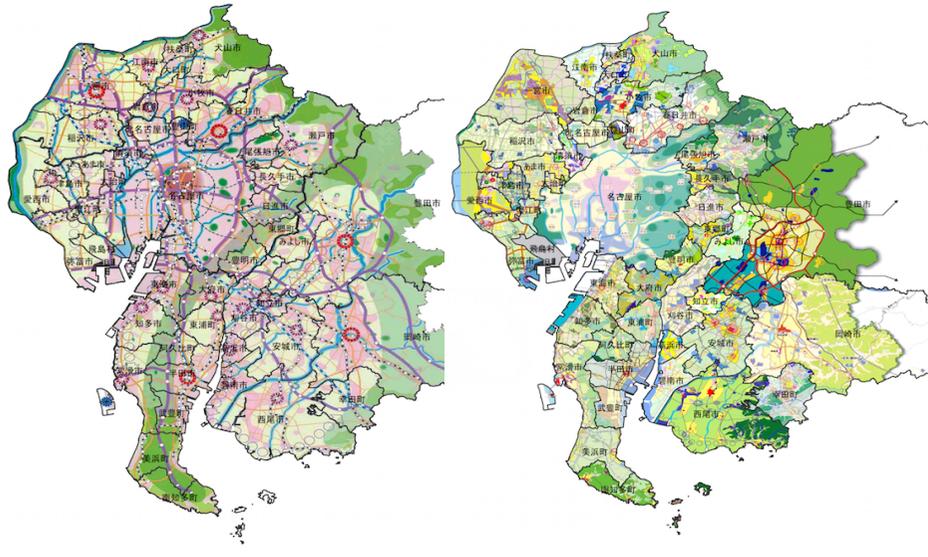


インフィル型アーバンビレッジの形成

都市計画法に基づく都市計画制度の概要



都市計画のマスタープラン

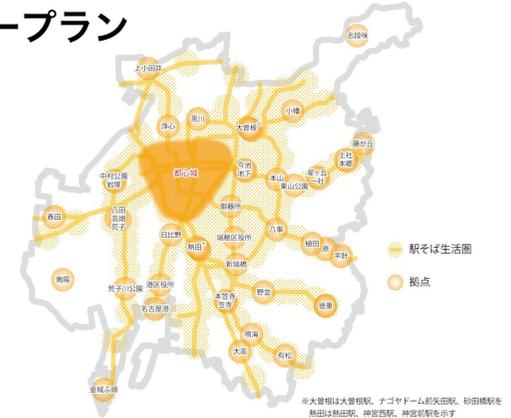


都市計画区域マスタープラン
(愛知県)

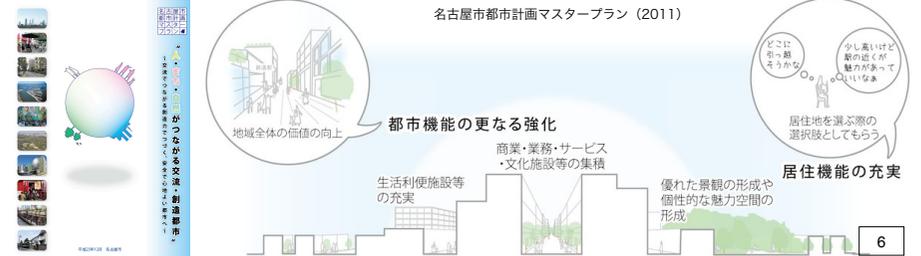
市町村都市計画マスタープラン
(各自治体)

名古屋市都市計画マスタープラン

- 「駅そば生活圏」(駅から800m)の都市機能の更なる強化と居住機能の充実(集約連携型都市構造)
- 主に環境負荷の低減(二酸化炭素排出量の削減など)、超高齢社会の到来、財政状況悪化など長期的リスクへの対応から生まれた方針
- 2025年までは人口増加。人口増加分を駅そば生活圏で受け入れる
- 2025年以降、駅そば生活圏外の人口密度を秩序よく下げて行く想定



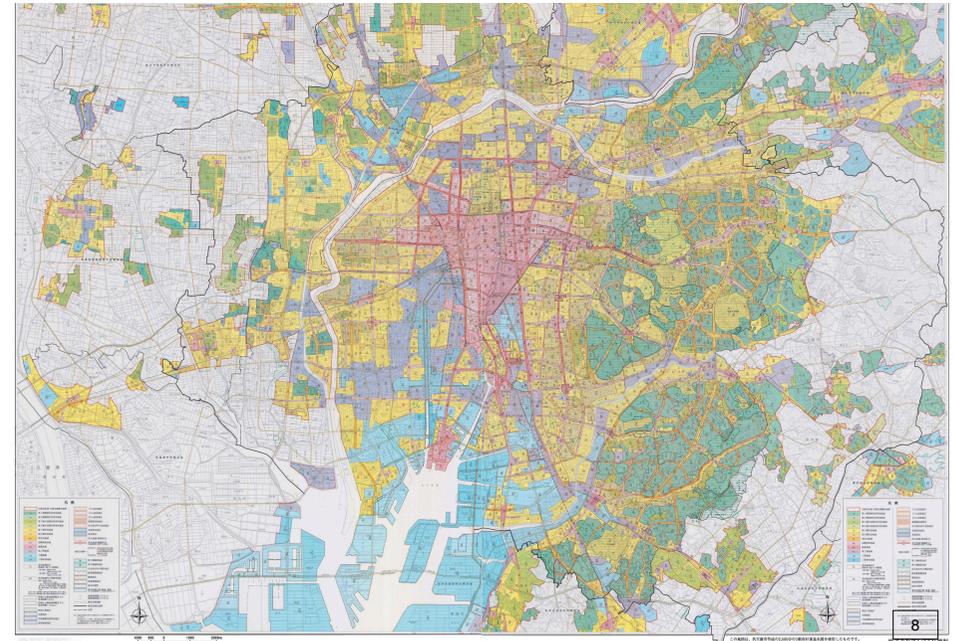
名古屋市都市計画マスタープラン (2011)



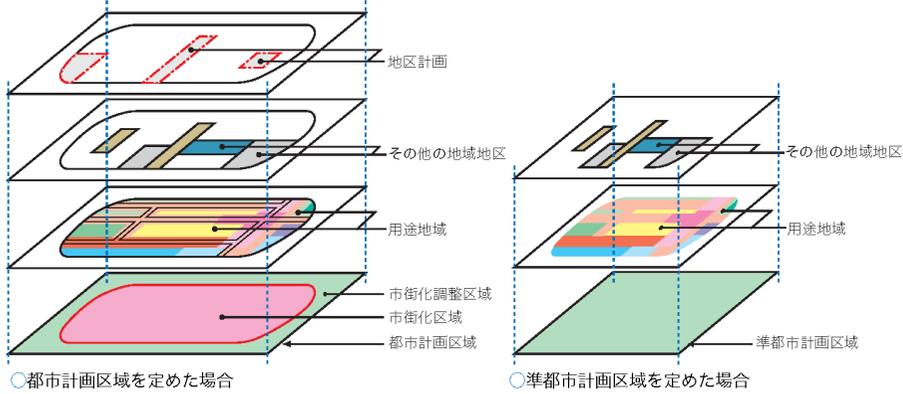
都市施設の計画 (名古屋都市計画区域)



土地利用の計画 (名古屋都市計画区域)



土地利用計画のイメージ



国土交通省パンフレット「みらいに向けたまちづくりのために：都市計画の土地利用計画制度の仕組み」
http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/tochiriyou/pdf/rea_f_j.pdf

主な土地利用規制

国土交通省パンフレット
 「みらいに向けたまちづくりのために：都市計画の土地利用計画制度の仕組み」

区域区分 (線引き)

地区計画

①地区施設 (生活道路、小公園、広場、遊歩道等) の配置
 ②建物の建て方や容積のルール
 (用途・建築高さ等)、防音壁、建ぺい率、影射地境、セッパック、デザイン、生活化など)
 ③居住すべき居住性

建物の高さを決めよう。ここは高い建物がダメ。
 建物の建て方や容積を決めよう。ここは高い建物がダメ。
 道路や公園の配置を決めよう。ここは高い建物がダメ。
 建物の建て方や容積を決めよう。ここは高い建物がダメ。
 建物の建て方や容積を決めよう。ここは高い建物がダメ。
 建物の建て方や容積を決めよう。ここは高い建物がダメ。

地域地区 (色塗り)

第一種低層住居専用地域

第二種低層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第二種中高層住居専用地域

第一種住居地域

第二種住居地域

準住居地域

近隣商業地域

商業地域

準工業地域

工業地域

工業専用地域

10

主な土地利用規制

●用途地域内等の建築物の主な用途制限

例	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	用途地域等以外の地域(用途制限が設けられていない)
住宅、小規模の借居住宅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
幼稚園、小・中・高等学校													
神社、寺院、教会、診療所													
病院、大学													
2階以下かつ床面積150㎡以内の店舗、飲食店(※を除く)													●
2階以下かつ床面積50㎡以内の店舗、飲食店(※を除く)													●
上記以外の物販販売業を営む店舗、飲食店(※を除く)													●
上記以外の事務所等													●
ホテル、旅館													●
カラオケボックス(※を除く)													●
劇場、映画館(※を除く)													●
※劇場、映画館、店舗、飲食店、遊技場等で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの													●
※カラオケボックス													●
2階以下かつ床面積300㎡以下の独立車両													●
倉庫業の倉庫、上記以外の独立車両													●
自動車修理工場													●
高層性・高層化のおそれが多い工場													●
高層性・高層化が大きい工場													●
高層性・高層化が大きい工場													●

注) ☆印については、3階以上又は1,500㎡を超えるものは建てられない。
 ★印については、3,000㎡を超えるものは建てられない。
 ◇印については、容積率が300%以上のものは建てられない。
 ●印については、物販販売業、飲食店が建てられない。

●容積率・建ぺい率の制限

用途地域	容積率 (%)	建ぺい率 (%)
第一種低層住居専用地域	50 80 80 100 150 200	30 40 60 80
第二種低層住居専用地域	50 80 100 150 200	30 40 60 80
第一種中高層住居専用地域	100 150 200 300 400 600	30 40 60 80
第二種中高層住居専用地域	100 150 200 300 400 600	30 40 60 80
第一種住居地域	100 150 200 300 400 600	50 60 80
第二種住居地域	100 150 200 300 400 600	50 60 80
準住居地域	100 150 200 300 400 600	50 60 80
近隣商業地域	100 150 200 300 400 600	80 80
商業地域	200 300 400 500 600 700 800 900 1000 1100 1200 1300	80
準工業地域	100 150 200 300 400 600	50 60 80
工業地域	100 150 200 300 400	50 60 80
工業専用地域	100 150 200 300 400	30 40 60 80

●容積率と建ぺい率の考え方

建ぺい率 (%) = $\frac{\text{延床面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$
 (下の場合は) $\frac{b}{A} \times 100$
 容積率 (%) = $\frac{\text{延床面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$
 (下の場合は) $\frac{b+c}{A} \times 100$
 A = 敷地面積
 b = 1階床面積 (建築面積)
 c = 2階床面積

国土交通省パンフレット「みらいに向けたまちづくりのために：都市計画の土地利用計画制度の仕組み」

11

主な土地利用規制

●用途地域による建築物の形態についての規制

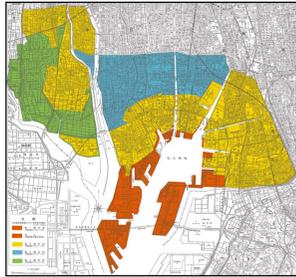
- 【斜線制限】**
 ・道路や隣地に係る採光や通風等を保護するため、敷地境界線から一定の勾配で建物の高さを制限します。
 ※斜線制限と同程度の以上の採光・通風等を確保する建築物については、斜線制限は適用されません。
- 【道路幅員による容積率減減】**
 ・狭い道路にのみ面する敷地については、局所的な交通負荷を回避するため、指定容積率にかかわらず、前面道路の幅員に一定率(住居系用途地域: 0.4^{*}、その他: 0.6^{*})を乗じた容積率に制限します。
 ※特定行政庁が都市計画審議会の議を経て指定する地域では、住居系用途地域では0.6、その他の地域では0.4又は0.6を指定することもできます。
- 【日影規制】**
 ・住居系用途地域等において、日照を確保するため、条例により、建物が隣地に落とす日影の時間を制限します。

国土交通省パンフレット「みらいに向けたまちづくりのために：都市計画の土地利用計画制度の仕組み」

12

名古屋市臨海部防災区域建築条例 (伊勢湾台風の教訓：1961年～)

- 凡 例
- 第 1 種 区 域 (1階床高N-P+4m)
 - 第 2 種 区 域 (1階床高N-P+1m)
 - 第 3 種 区 域 (1階床高N-P+1m)
 - 第 4 種 区 域 (1階床高N-P+1m)

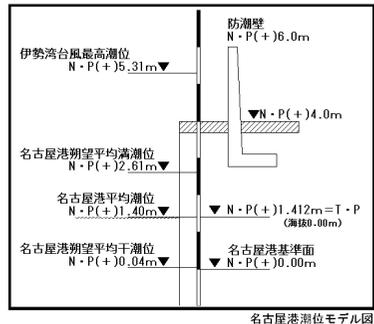


1階の床の高さ(7条)	構造制限(8条)	図 解
第1種 区 域 N・P(+)+4m以上	木造禁止	
第2種 区 域 N・P(+)+1m以上	2階建以上すること。 (2階以上に1以上の居室設置) ただし、以下の①から③のいずれかの場合は、平屋建にすることが出来る。 ①1階の1以上の居室の床の高さがN・P(+)+3.5m以上 ②同一敷地内に2階建以上の建築物あり ③基本高さが100m以内のもの又は高さ差、避難経路の整備	
第3種 区 域 N・P(+)+1m以上	2階建以上すること。 (2階以上に1以上の居室設置) ただし、以下の①、②のいずれかの場合は、平屋建にすることが出来る。 ①1階の1以上の居室の床の高さがN・P(+)+3.5m以上 ②同一敷地内に2階建以上の建築物あり	
第4種 区 域 N・P(+)+1m以上	2階建以上すること。 (2階以上に1以上の居室設置) ただし、以下の①、②のいずれかの場合は、平屋建にすることが出来る。 ①1階の1以上の居室の床の高さがN・P(+)+3.5m以上 ②同一敷地内に2階建以上の建築物あり	

※公共建築物等の制限(第2種～第4種区域(9条))
 範囲…避難及び救助、救援の拠点となる可能性のある学校(各種学校を除く)、病院、集会所、官公署、及び2階以上に避難が難しい児童福祉施設等その他これらに類する公共建築物で床へ面積が100㎡を超えるもの
 制限…(1)①②③を全て満たすこと。
 (1)1階の床の高さ N・P(+)+2m以上、(2)N・P(+)+3.5m以上に1以上の居室設置、(3)木造禁止

※建築物の建築禁止：第1種区域(6条)
 範囲…海岸線、河岸線から50m以内で市長が指定する区域
 制限…居住を有する建築物、商店や児童福祉施設等の建築禁止
 [木造以外の構造で、居住床の床の高さをN・P(+)+5.5m以上としたものについては建築可能]

※各事項の適用除外
 第9条 第1種区域…居室を有しない建築物で延べ面積100㎡以内のもの
 第2・4種区域…居住を有しない建築物
 第7条、第9条 第2～4種区域…第10条の各号の一に該当する建築物
 (自動車庫、工場、店舗、事務所等)



2. 国が示す都市計画の方向性

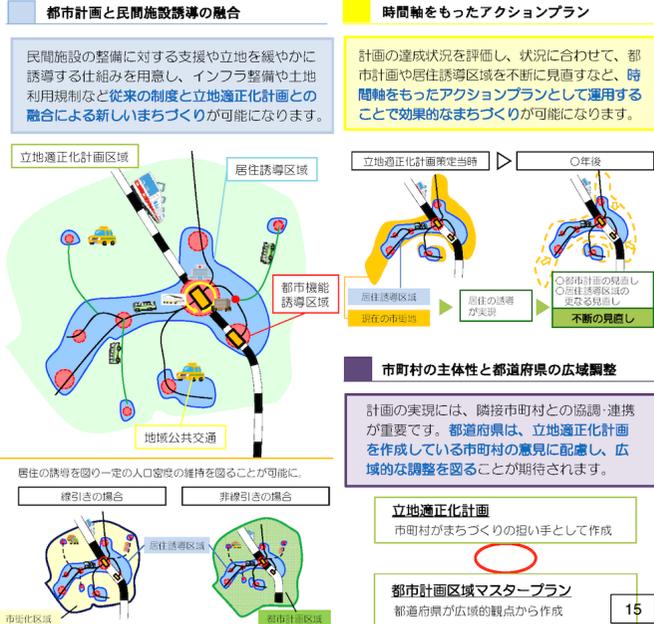
コンパクト・プラス・ネットワーク

2014年7月
国土のグランドデザイン
2050

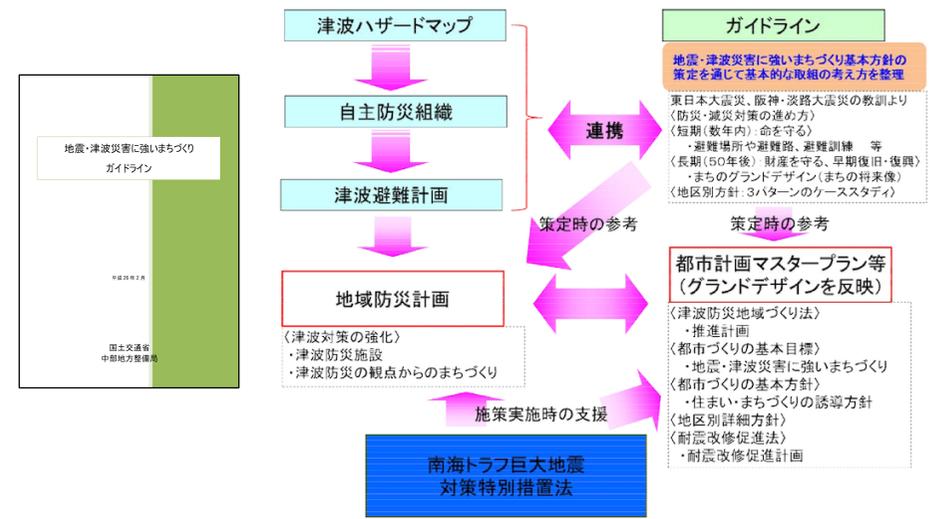
2014年8月
立地適正化計画制度
(都市再生特別措置法)



国土交通省パンフレット
「みんなで進める、コンパクト
なまちづくり」
<http://www.mlit.go.jp/common/001050341.pdf>



地震・津波災害に強いまちづくりガイドライン



国土交通省中部地方整備局 (2014年2月)
http://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/jutaku_seibika/guidelines_h2602.htm

三重県都市計画審議会小委員会の検討状況

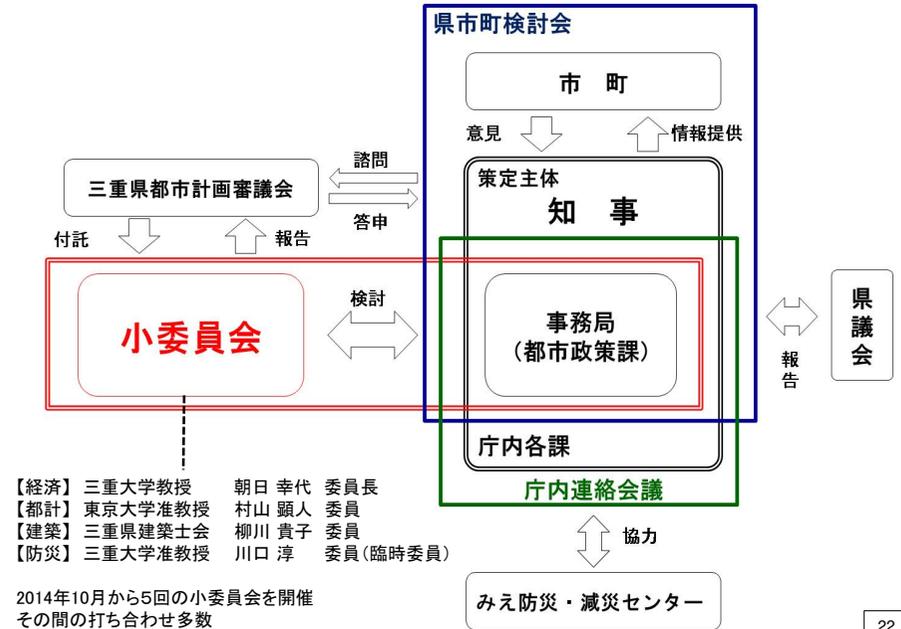
三重県地震・津波被害の低減に向けた 都市計画指針（案）

「三重県地震・津波対策都市計画指針（仮称）」策定に関する小委員会 報告

平成27年10月28日
平成28年 3月23日
(村山が抜粋・編集)

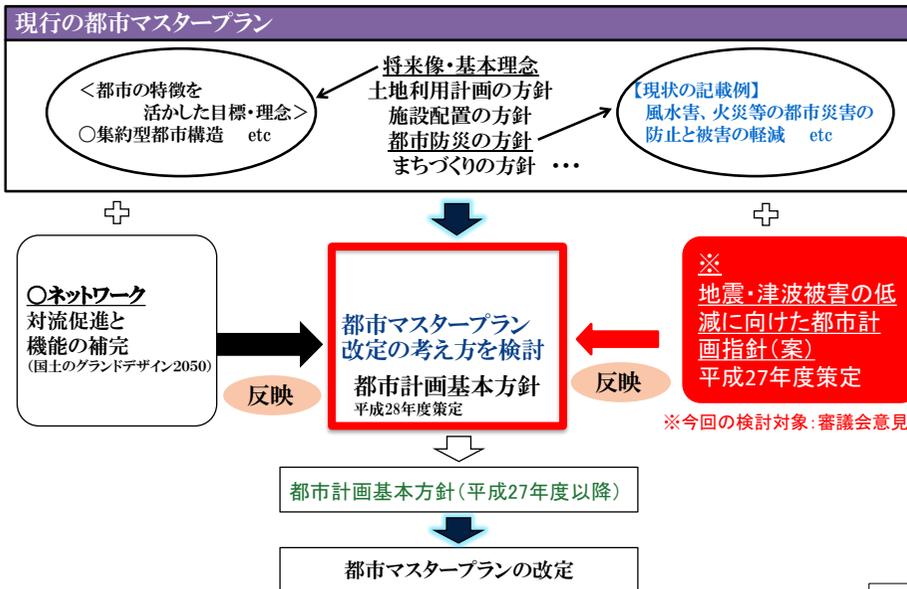
21

検討体制と過程



22

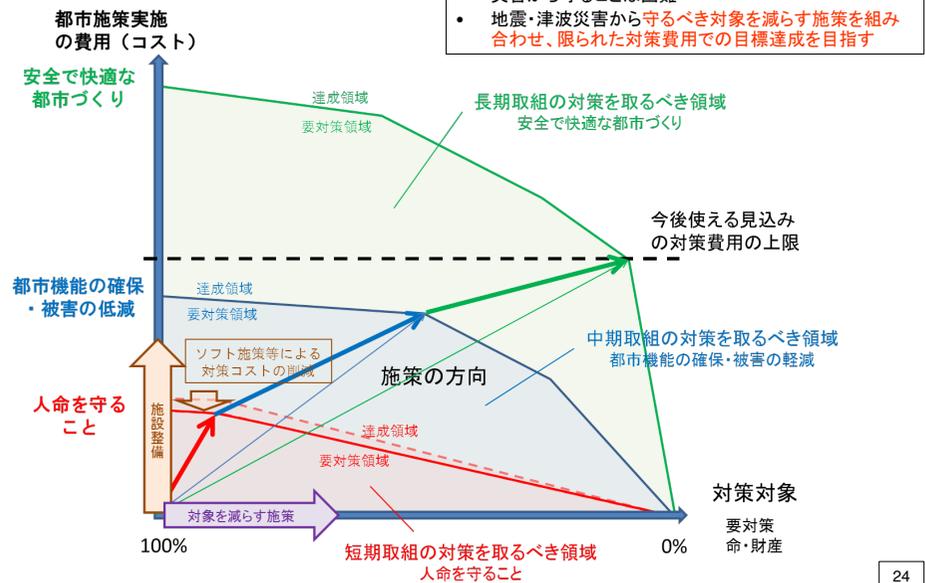
本指針の趣旨と位置づけ



23

基本的な考え方

● 施策の方向

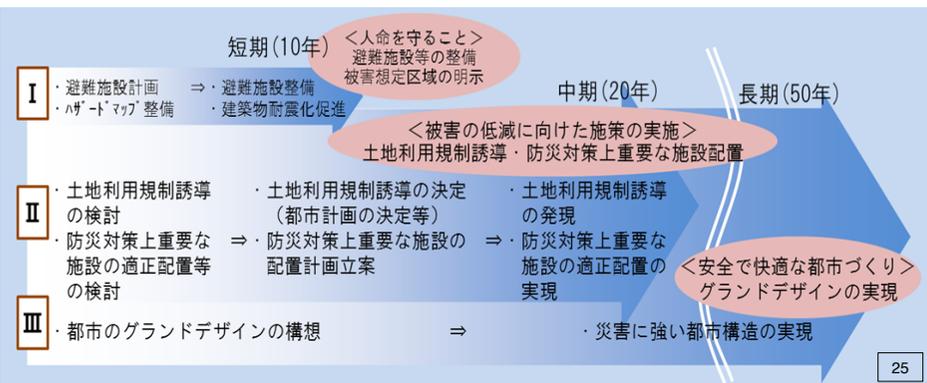


24

基本的な考え方

●目標と取組期間

中長期の取組においては、おおむね50年先（長期）にめざすべき将来像である都市のグランドデザインを検討し、その実現に向けて中期の取組（効果が発現するまでに一定の時間を要する取組）を推進。一方、中長期の取組期間中に大規模な災害が発生することも十分想定されることから、短期の取組として、人命を守るための取組を優先的に講じていく



施策の組合せ(ハード対策とソフト対策)

ハード対策

防災・避難施設整備

- 例)
- ・海岸保全施設の整備
 - ・河川管理施設の整備
 - ・急傾斜地崩壊防止施設の整備
 - ・緊急輸送道路の整備
 - ・避難施設の整備

ソフト対策

被害低減に寄与する施策

- ・耐震・耐浪化等の構造強化促進（建築物の構造等の規制）による建築物被害の低減
- ・防災学習や避難訓練の実施による人的被害の低減

対策が必要な対象を減らす施策

- ・地震・津波リスクの高い場所で、都市的土地利用を抑制し、被災する人口の減少・建築物被害の低減

太字+下線：本指針の対象施策

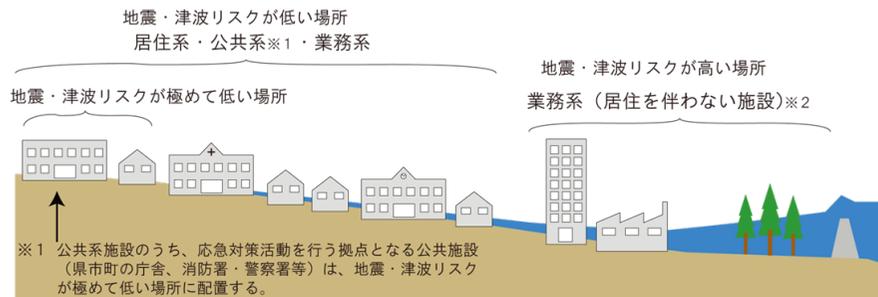
26

土地利用・施設配置の考え方

○土地利用・施設配置の考え方

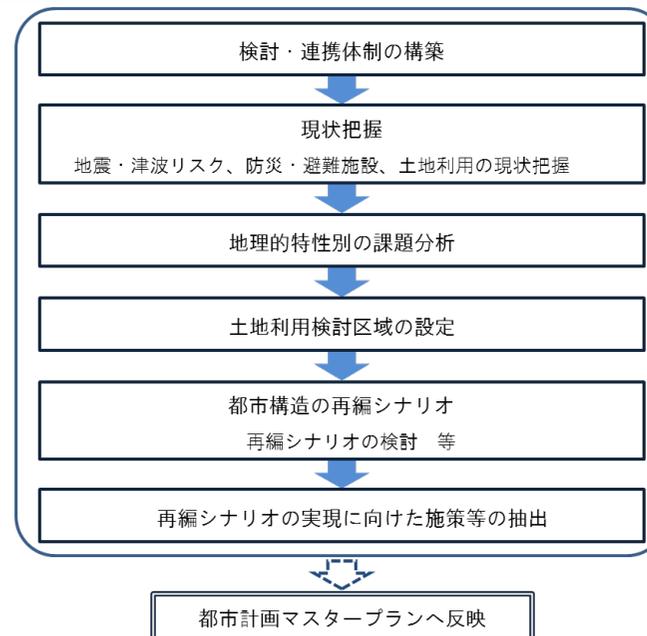
地震・津波リスクの低い場所で市街地を形成することを基本として、地震・津波リスクが高い場所では、用途を考慮した都市的土地利用の抑制等を行います。

<土地利用・施設配置のイメージ(例:津波)>



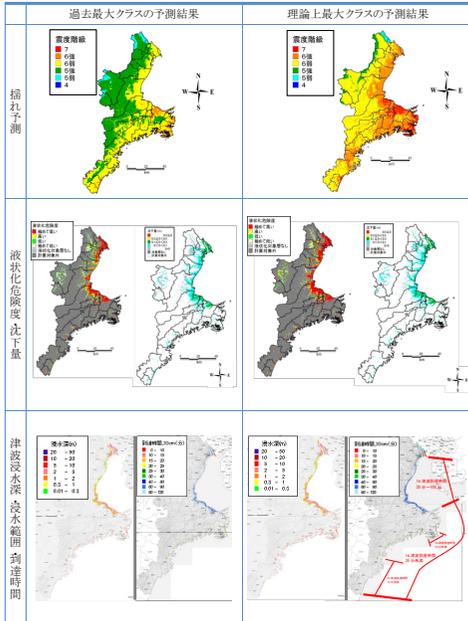
27

都市計画マスタープランへの反映手順



地震・津波リスクの把握

○南海トラフ地震



○活断層を震源とする地震

- ・養老-桑名-四日市断層帯
- ・布引山地東縁断層帯(東部)
- ・頓宮断層

地理的特性別分類

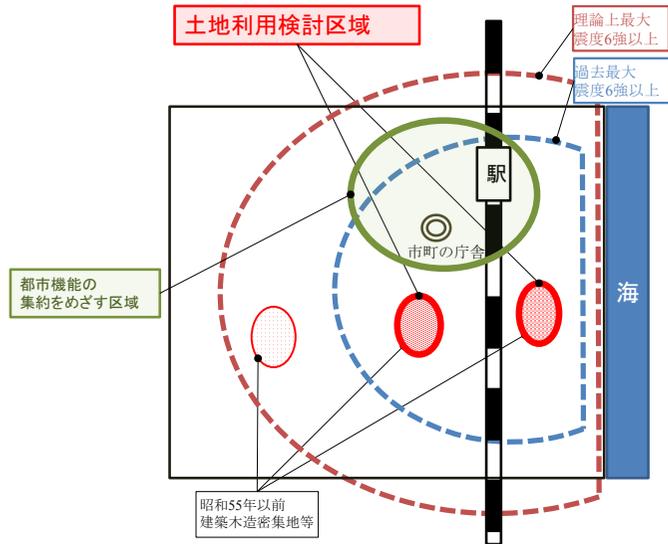
	伊勢湾沿岸地区	熊野灘沿岸リアス式海岸地区	七尾岬地区	北勢・海抜0m地区	内陸地区
地理特性	広い平地部に市街地を形成 沿岸部は海抜が低い	狭い平地部に市街地を形成 沿岸部はリアス式で入り組んでいる	比較的狭い平地部に市街地を形成 急峻な山地が迫る	平地部に市街地を形成 市町全域の海抜が低い	平地・丘陵地等に市街地を形成 津波の影響を受けない
地震・津波による影響の特徴	強い揺れ 市街地の広範囲が津波浸水 津波到達時間は比較的長い	強い揺れ 津波最大浸水深が非常に大きい 津波到達時間が短い	強い揺れ 津波最大浸水深が大きい 津波到達時間が短い	市町の広範囲が津波浸水 津波到達時間は比較的長い	比較的影響が弱い 津波の影響がない
人的被害の支配的要素*	津波 建物倒壊	津波 建物倒壊	津波 建物倒壊	津波 建物倒壊	建物倒壊 火災
建築物被害の支配的要素*	揺れ 火災 津波	揺れ 津波 火災	揺れ 津波 液状化	津波 揺れ	揺れ 火災 急傾斜等の山崩壊

* 支配的要素は、理論上最大クラスの被害想定から設定しています。

注 過去最大クラスの被害想定では地区によっては支配的要素が異なることがあります。

土地利用検討区域の設定

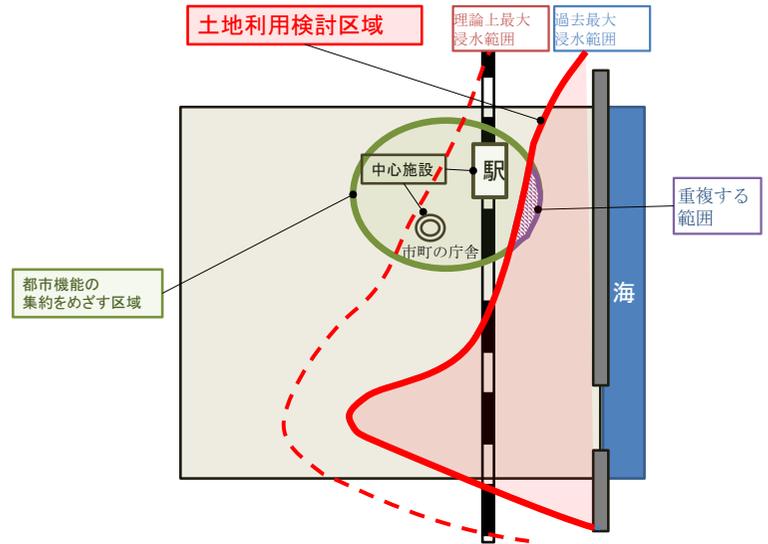
都市的土地利用の抑制や建築物の構造等の規制による被害の低減などの施策実施を検討すべき区域



土地利用検討区域のイメージ(津波以外)

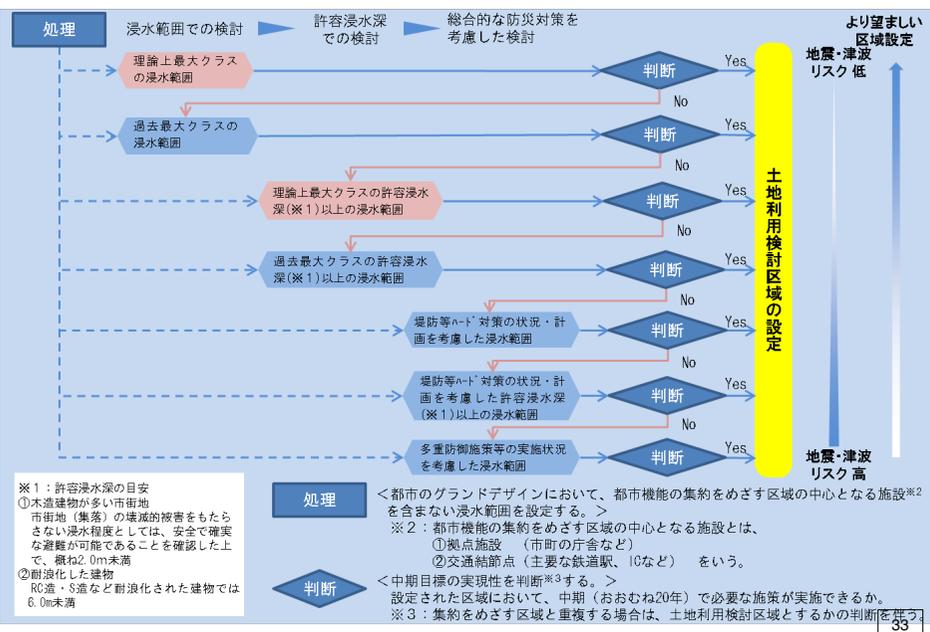
土地利用検討区域の設定

都市的土地利用の抑制や建築物の構造等の規制による被害の低減などの施策実施を検討すべき区域

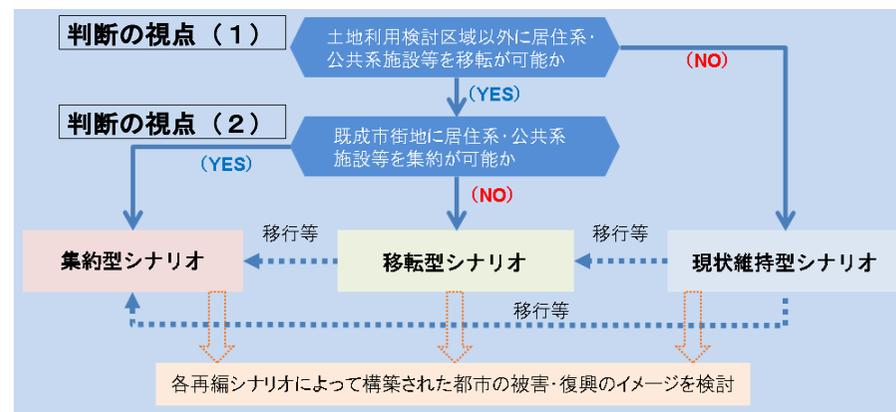


土地利用検討区域のイメージ(津波)

津波の土地利用検討区域設定フロー



都市構造の再編シナリオ

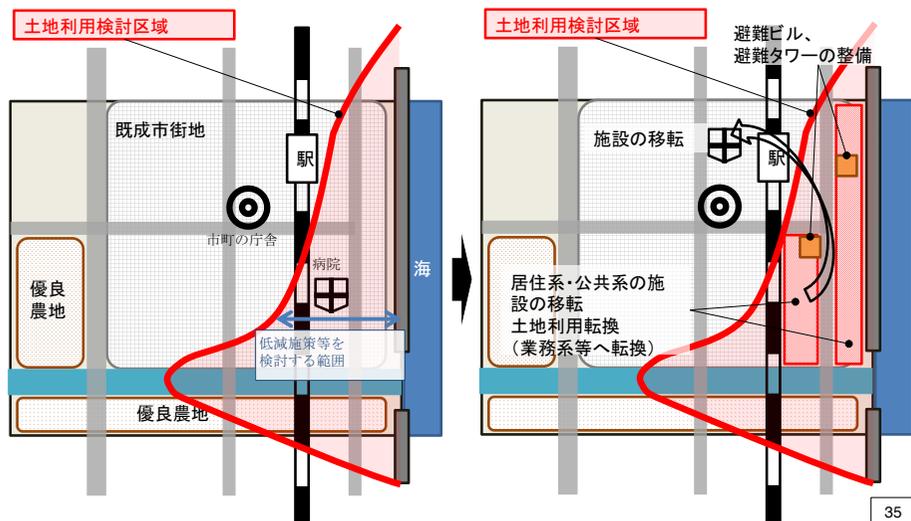


- 判断の視点(1): 移転の可能性
- 判断の視点(2): 集約の可能性

土地利用検討区域と再編シナリオのイメージ

集約型シナリオ

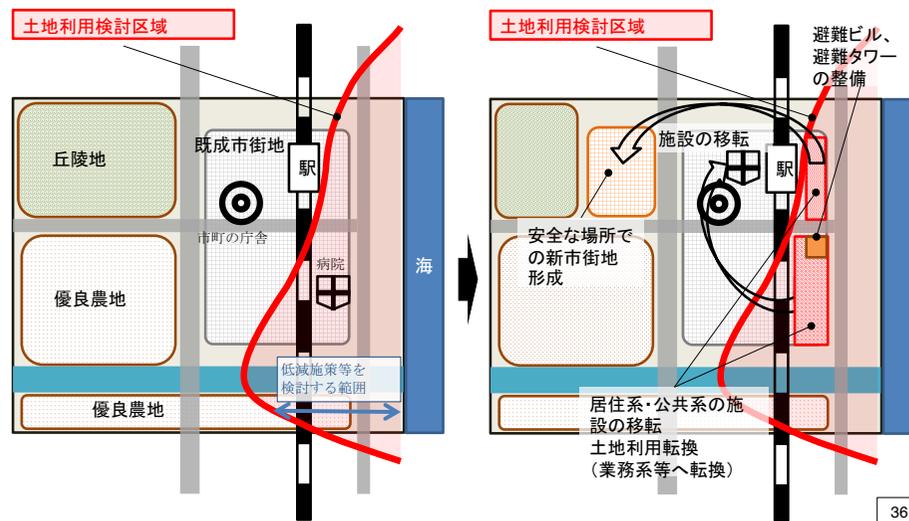
：土地利用検討区域以外の既成市街地に居住系・公共系の施設を集約



土地利用検討区域と再編シナリオのイメージ

移転型シナリオ

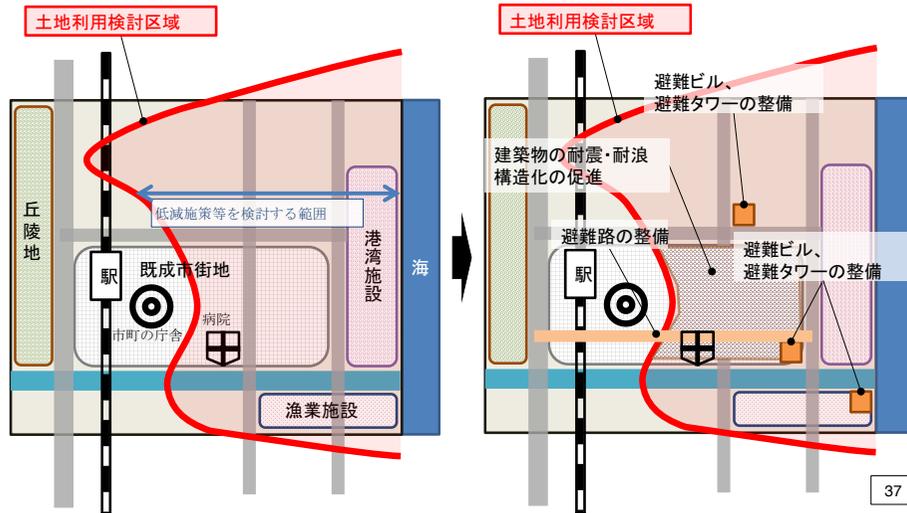
：土地利用検討区域以外の市街地を拡大し居住系・公共系の施設を移転



土地利用検討区域と再編シナリオのイメージ

現状維持型シナリオ

: 既成市街地の大幅な再編をせず土地利用検討区域内で建築物の構造強化等を促進



37

各シナリオの実現施策(短期的・中長期的)

	集約型シナリオ	移転型シナリオ	現状維持型シナリオ
短期的施策 人命を優先	●道路・街路	・避難路の整備、橋梁耐震化の促進 ・延焼遮断帯、緑地帯の整備	
	●公園・緑地	・避難場所、復旧・復興活動拠点としての公園整備 ・津波緩衝機能の確保	
	●津波避難施設	・避難タワー（避難ビルの指定を含む）、築山の整備推進 ・避難施設（避難場所・避難所、避難路）の整備推進	
	●土地・建物利用等の規制・誘導	・建築物の耐震化、耐浪化、不燃化の促進	
	●防災組織	・市町間の広域連携	
中長期的施策 都市機能の確保・居住性の向上への施策へ展開	●防災関連計画の策定	・都市計画マスタープランにおいて防災に係る将来像を位置づけ ・立地適正化計画における災害危険区域等の取扱い検討	
	●土地・建物利用等の規制・誘導	・地区計画、建築条例（協定）等による土地利用、建築規制 ・土地利用規制誘導の検討 ・区域区分、地域地区の見直し ・立地適正化計画に基づく都市機能、居住の誘導	（居室を2階以上とする等による人的被害の低減）
	●防災関連施設整備	・防災上重要な公共施設等の移転、耐震化等（津波防災拠点整備事業、都市防災総合推進事業等）	・防災上重要な公共施設等の高上げ改築、耐震化等（津波防災拠点整備事業、都市防災総合推進事業等）
	●市街地整備	・集約型市街地の形成 津波防災拠点整備事業・土地区画整理事業・市街地再開発事業等） ・新市街地の整備 津波防災拠点整備事業 防災集団移転促進事業・土地区画整理事業等）	・既成市街地の安全性の向上（密集市街地整備事業・土地区画整理事業等）

38

4. 三重県都市計画方針 (2016年度中策定予定)

39

第182回 三重県都市計画審議会

「都市計画基本方針(案)」について

都市計画基本方針検討小委員会

平成28年12月26日

40

小委員会構成・開催状況

■小委員会委員

【経済】	三重大学教授	朝日幸代	委員
【都市計画】	東京大学准教授	村山顕人	委員長
【土木】	名城大学教授	松本幸正	委員
【建築】	三重県建築士会	柳川貴子	委員
【住宅】	三重県宅建協会伊賀支部	井上かず子	委員

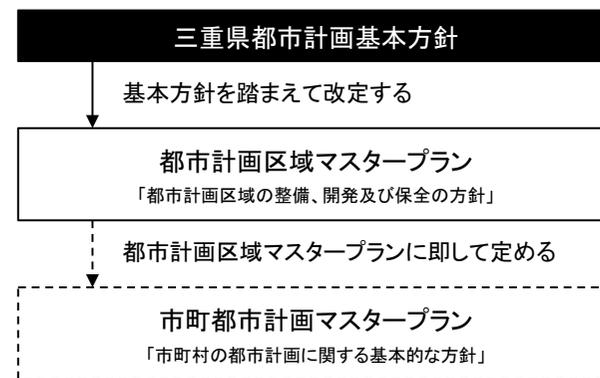
■開催等

平成28年 7月20日 三重県知事から本審議会へ調査審議を諮問
 平成28年 8月 5日 第1回小委員会 指針の構成等検討
 平成28年 9月～ 小委員会委員から意見を個別聴取
 平成28年10月19日 第2回小委員会 課題等確定、方向検討
 平成28年11月30日 第3回小委員会 審議会報告案審議確定

41

基本方針の目的

都市計画法第6条の2に基づき定める都市計画区域マスタープランの改定に先立ち、県全体における総合的、一体的観点から概ね共通する都市づくりの方向を示す。



42

第2章 三重県の都市づくりにおける課題整理

現行マスタープラン策定後の社会情勢の変化からみた課題

人口減少・
少子高齢化の進展

○立地適正化計画が制度化され、その制度の活用等都市づくりの見直しが必要。
 ○戦略的インフラマネジメントの徹底が必要。

大規模自然災害の発生

○災害が発生しても人命を守り、致命的なダメージを受けない「災害に強い国土づくり」が求められている。

産業のグローバル化の進展

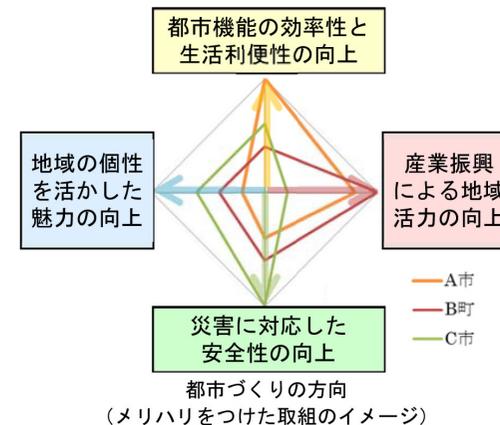
○世界レベルでの産業動向等に対応しつつ、自立的な経済・生活圏の形成が必要。

43

第3章 三重県の都市計画の基本的な考え方

新たな都市づくりの方向

- 各都市においては、地理的条件、人口の推移・構成、産業構造、災害の被害想定などの地域特性に応じ、注力すべき方向にメリハリをつけることも重要です。



44

第3章 三重県の都市計画の基本的な考え方

新たな都市づくりの方向

(主な取組)

地域の個性を活かした魅力の向上

都市機能の効率性と生活利便性の向上

災害に対応した安全性の向上

産業振興による地域活力の向上

県民と共に考える地域づくり

- ・都市公園を適切に維持管理するとともに、人口減少や地域の特性を踏まえた整備を進める。
- ・地域資源の発掘に努め、その魅力を活用したまち並み整備の取組を行う。
- ・景観の向上に資する計画や規制の適切な運用を行う。
- ・実効性のある取組として立地適正化計画制度を最大限活用し集約型都市構造の形成を着実に進める。
- ・行政界を越えて人やモノが集まる広域拠点の形成を図り、その拠点間を繋ぐ交通ネットワークを形成する。
- ・人口減少やこれに伴う財政悪化を見越した効率的な都市施設等の整備を行うとともに、民間の生活サービス施設を誘導し快適な生活環境を実現する。
- ・河川・海岸堤防や治山・土砂災害防止施設等の整備を推進する一方で、市街地における土地利用変更の促進等による被害の低減対策を進める。
- ・地震津波については、地震・津波指針に定めた方針に従い災害リスクの低い場所へ市街地を誘導するなど、南海トラフ地震などに対応した土地利用を促進する。
- ・東海環状西回りをはじめとする高速道路網の整備等で向上する物流アクセスを活かし、工業系土地利用誘導ゾーンに係る運用見直しなどにより、既存企業の事業拡大や新たな企業立地を促進する。
- ・本県の誇る農林水産業や観光産業をより活性化するために必要な基盤整備等を進める。
- ・三重特有の景観など地域の個性を活かしたまちづくりについて、住民参画の取組を引き続き進める。

第3章 三重県の都市計画の基本的な考え方

三重県がめざす都市構造【変革の観点】

- ①都市経営の観点
効率的で利便性が高く、持続可能な都市構造の形成
- ②都市防災の観点
大規模自然災害の被害低減に向けた都市構造の形成
- ③都市活力の観点
地域経済の活力維持・向上に向けた都市構造の形成

⇒これらの観点を取組に反映させることで、「地域特性に応じた集約型都市構造の形成」をめざす。

第3章 三重県の都市計画の基本的な考え方

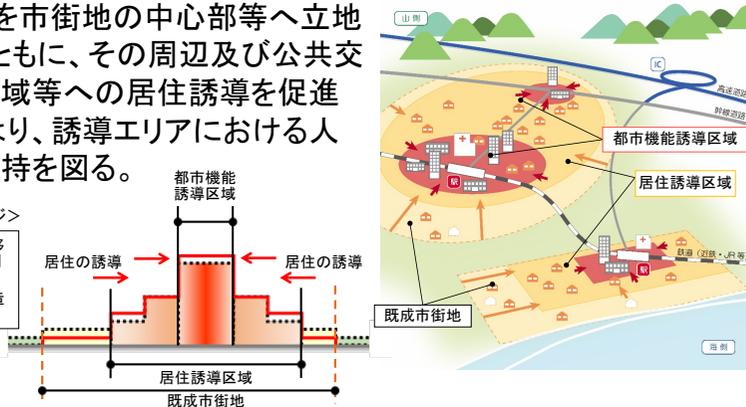
三重県がめざす都市構造【変革の観点】

①都市経営:効率的で利便性が高く、持続可能な都市構造の形成

「立地適正化計画」を活用し、生活サービス施設を市街地の中心部等へ立地誘導するとともに、その周辺及び公共交通の沿線地域等への居住誘導を促進することにより、誘導エリアにおける人口密度の維持を図る。

<人口密度のイメージ>

- ・ 現状のまま推移した場合に予測されるライン
- ・ めざす都市構造のライン



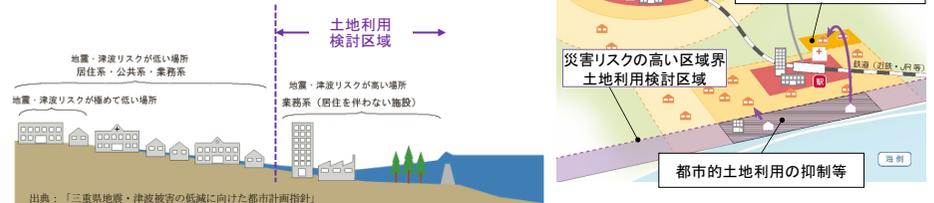
目標(案) ・居住誘導区域内の人口割合が増加

第3章 三重県の都市計画の基本的な考え方

三重県がめざす都市構造【変革の観点】

②都市防災:大規模自然災害の被害低減に向けた都市構造の形成

災害リスクが低い場所で市街地を形成することを基本とし、災害リスクが高い場所における土地利用については、その用途を考慮しながら、建築物の構造強化等を促進し災害による被害の低減を図る。



目標(案) ・大規模災害リスクの高い区域内の人口割合が減少

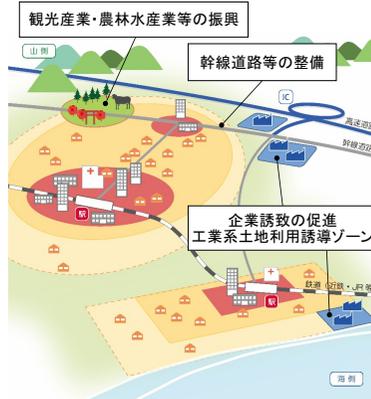
第3章 三重県の都市計画の基本的な考え方

三重県がめざす都市構造【変革の観点】

③都市活力:地域経済の活力維持・向上に向けた都市構造の形成

産業振興に資するインフラを活用し産業機能の集約に向けた土地利用を促進するとともに、すべての産業活力を支える新たな都市基盤の検討・整備を進める。

- ・本県北部におけるものづくり産業の優位性を踏まえ、次期都市計画区域マスタープランのなかで、新たなインターチェンジ周辺等において工業系土地利用を促進するためのゾーン設定等を行う。
- ・県南部の豊かな地域資源を活かした観光産業や地域に根ざした農林水産業の活力の維持・向上のために、広く国内外との交流・連携ができるよう、県全域の幹線道路等の早期供用を図る。



目標(案) ・工業系土地利用誘導ゾーンへの工業施設立地割合向上
・幹線道路等の早期供用

5. 鈴鹿市の都市マスタープラン改定

Suzuka Cityscape from the City Government Building

- Population: 197,173 (February 1, 2015)
- Area: 194.46 km²
- Population Density: 1,010 persons/km²
- Industrial City with Asahi Kasei, Kanebo (fabric-related), Honda Motor Company, automobile-related factories, Suzuka Circuit (motorsport)



Suzuka Cityscape from the City Government Building



分野別都市づくりの方針（図）

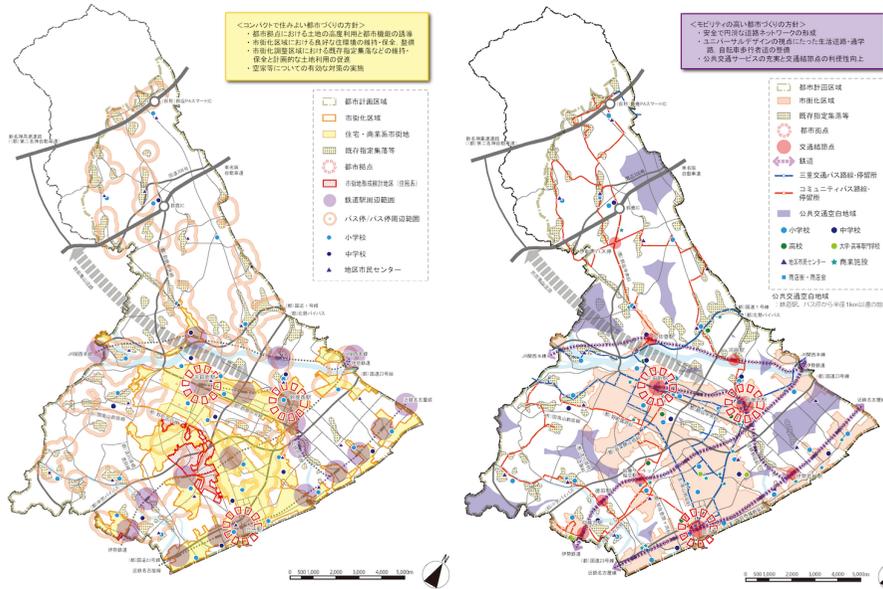


図 コンパクトで住みよい都市づくり

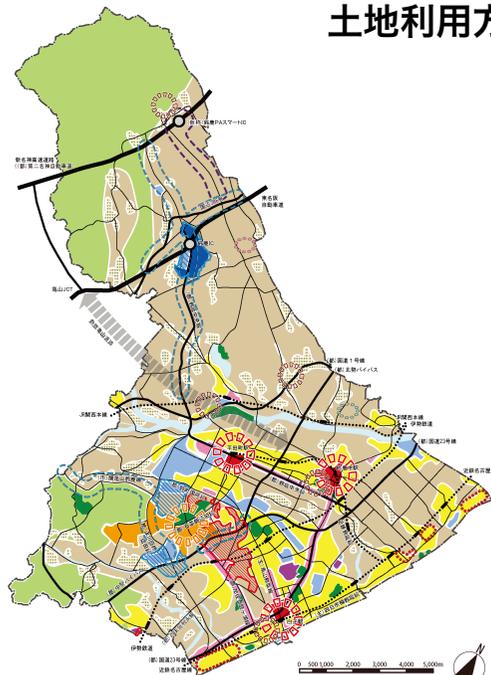
図 モビリティの高い都市づくり

分野別都市づくりの方針（図）



図 水と緑、豊饒の都市づくり

土地利用方針



凡例	
境界等	行政界 河川・水面
骨格軸	国土軸
	広域幹線軸 地域幹線軸・将来道路網
拠点	都市拠点
	集客拠点 歴史観光拠点
都市的機能	住宅ゾーン
	商業ゾーン
	工業ゾーン
ゾーン	文化ゾーン
	自然の機能
エリア等	公園・緑地ゾーン
	エリア、市街地形成検討地区

防災・減災の方針と市街地形成検討地区（図）

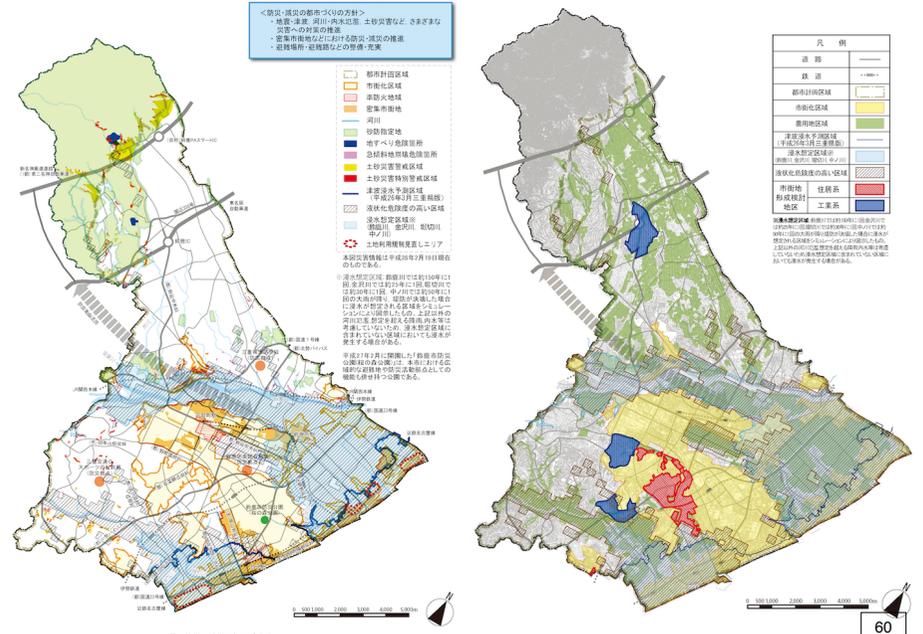
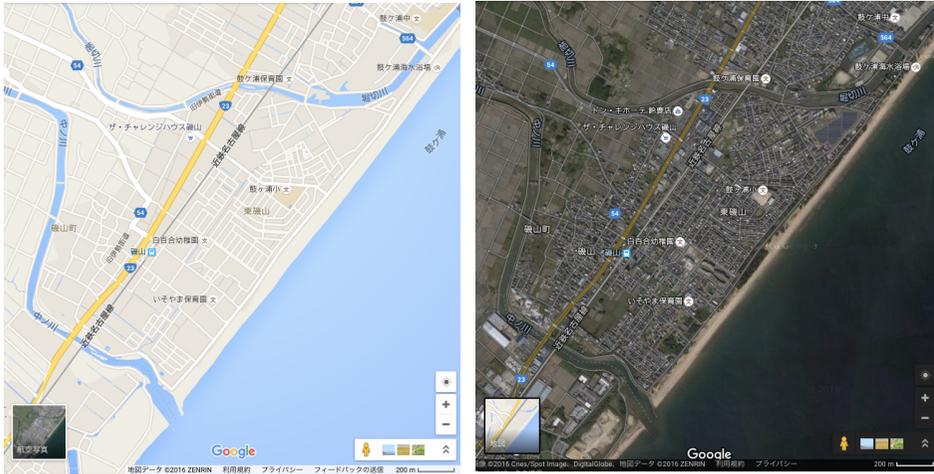


図 防災・減災の都市づくり

図 市街地形成検討地区

土地利用規制検討エリアの例



- ・沿岸部は低層住宅地（第一種低層住居専用地域、10m高さ規制）
- ・規制を緩和して中高層住宅が建設できるようにするか
- ・低層住宅地のゆとりある環境を保全し、津波から避難する方策を考えるか
- ・住民を交えた議論が必要、将来の人口・世帯数減少との関係も考慮すべき

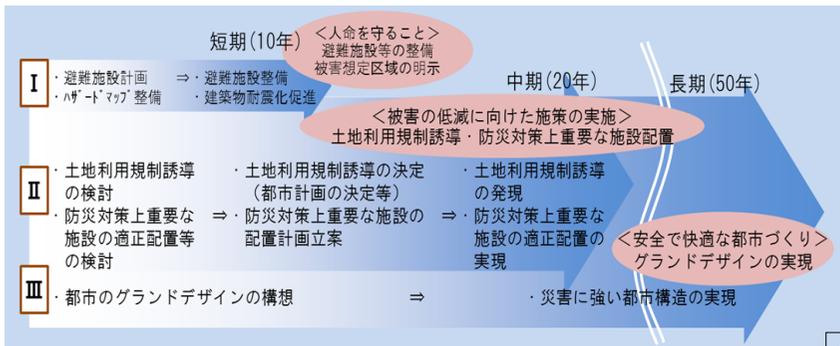
61

6. まとめ

62

まとめ

- ・ 20年～50年先の社会と空間を考える都市計画
- ・ 防災・減災だけでなく、人口減少・超高齢社会、環境負荷低減、財政難等の様々な要素を考慮
- ・ 各自治体の都市マスタープランで、どれだけ真剣に考えることができるか
- ・ 短期的な政治的判断に惑わされない、客観的な分析や判断、前向きで創造的な構想に基づく中長期的な計画とそれを実現する施策が必要
- ・ 研究としては、計画策定の方法と技術の探究



三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針(案)(2016年3月)より

63

